

## ケイマン諸島

2022年5月13日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)  
同 [柳田 忍](#)  
同 [小坂光矢](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年5月6日
法律事務所	Mourant Ozannes (Cayman) LLP ( <a href="https://www.mourant.com/">https://www.mourant.com/</a> )
担当弁護士	<a href="#">Sara Galletly</a> , Partner
連絡先	<a href="mailto:Sara.galletly@mourant.com">Sara.galletly@mourant.com</a> +1 345 814 5233

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ データ保護法（2021年改正）（Data Protection Act(2021 Revision)）（"DPA"）</li> <li>- URL： <a href="https://legislation.gov.ky/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/2017/2017-0033/DataProtectionAct_2021%20Revision.pdf?zoom_highlight=data+protection+act#search=%22data%20protection%20act%22">https://legislation.gov.ky/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/2017/2017-0033/DataProtectionAct_2021%20Revision.pdf?zoom_highlight=data+protection+act#search=%22data%20protection%20act%22</a></li> <li>- 施行状況：2019年9月30日施行</li> <li>- 対象機関：公的部門及び民間部門</li> <li>- 対象情報：識別可能な生存する個人に関するデータ</li> </ul>							
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし</p>							
OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業	<p>OECDプライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 収集制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>		① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。							
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。							
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。							

者等の義務 又は本人の 権利	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。
	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。
	⑥ 公開の原則	上記法令に一部規定されている。
	⑦ 個人参加の原則	上記法令に一部規定されている。
	⑧ 責任の原則	上記法令に一部規定されている。
その他本人 の権利利益 に重大な影 響を及ぼす 可能性のある 制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul> </li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 特定の管轄・監督官庁は、ケイマン諸島法人に対して慎重な規制を及ぼすこと、及び、透明性と情報交換に関する国際基準に準拠することを目的として、民間企業に対して、個人データを含むデータへのアクセスを要求することができる。かかる権限や手続は以下に関する制度に定められている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定のケイマン諸島法人の受益者情報（会社法（2022年改正）、有限会社法（2021年改正）、及び有限責任事業組合法（2021年改正）による）</li> <li>・ 経済的実体（国際租税協力（経済的実体）法（2021年改正）による）</li> <li>・ 税務情報機関（国際税務コンプライアンス）（共通報告基準）規則（2021年改正）に基づく共通報告基準への準拠を含む自動的な情報交換制度</li> <li>・ 犯罪収益移転防止法（2020年改正）に基づく、犯罪行為、マネーロンダリング及びテロリズムのための資金調達による収益、又はこれらの犯罪の疑いがあることに関する金融情報の開示の伝達</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

[https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign\\_pi\\_legislation/](https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/)